

# 砂防関係施設の長寿命化計画について ①

## ■ 計画の概要

砂防関係施設は、土砂災害から県民の生命・財産、公共施設などを保全する重要な公共土木施設です。これら施設が老朽化により機能が損なわれないよう、施設の損傷度の把握や計画的な改築・補修等を行い、長期間にわたり適切な機能を発揮させるため、平成24年3月に「山形県砂防関係施設機能保全計画」を策定しました。

## ■ 対象施設

### ◇砂防施設

砂防堰堤、床固工（溪流保全工以外）の全施設

### ◇地すべり防止施設

集水井、横ボーリング、排水トンネル、杭、アンカーの全施設

### ◇急傾斜地崩壊防止施設

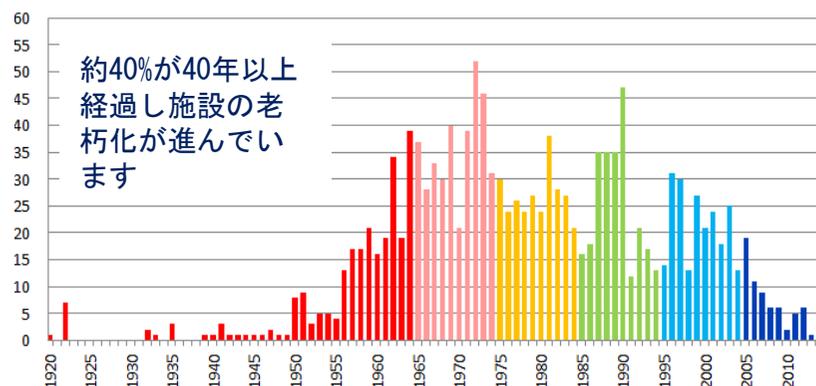
法枠工、擁壁工、落石防護柵の全施設

### ◇雪崩防止施設

急傾斜地崩壊防止施設に準拠し、全施設

## ■ 砂防設備設置後の経過年数 (H28.3月末現在)

砂防設備数(1,523基、法指定1,955区域)



## ■ 定期巡視点検計画

施設の損傷度の把握を行い、損傷度に応じた点検頻度・方法を定めます。

【損傷度ランクと点検頻度】

損傷度ランク	評価基準	点検頻度
A	要補修 施設の機能低下、あるいは安全性に関わる異常または損傷があり、対策を必要とする施設	毎年点検 改築・補修対策が完了するまでは、毎年施設の変状を確認する
B	要観察 施設に異常または損傷があって、現状ではAランクではないが、将来Aランクになるおそれがあるので、日常監視や定期点検等、必要に応じて対策を講じる施設	3年毎 施設の損傷が確認されており、今後、改築・補修対策が必要となる可能性がある施設のため3年に1回の定期点検を実施する
C	補修不要 軽微な異常または損傷があるものの、当面对策の必要がなく、安定して機能している施設	5年毎 軽微な損傷が確認された施設もしくは損傷が確認されなかった施設であり、新たな損傷が現れると想定される期間を考慮し、5年に1回の定期点検を実施する
D	健全 施設に変状がない施設	

## ■ 施設改築計画

施設の機能低下や安全性に関わる異常・損傷があり、改築・補修対策を必要とする施設について、優先度を評価し、改築・補修対策の年次計画を定めます。

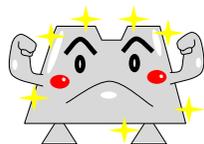
# 砂防関係施設の長寿命化計画について ②

## 【対策事例】

### ■ 白布沢川（砂防設備－砂防堰堤）

米沢市関地内

堤体に剥離、クラック等の損傷があるため、  
増厚（W=1.5m）により安全性を改善  
〈期間：平成24年度～平成27年度〉



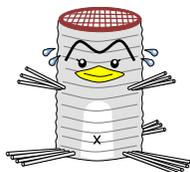
堤体増厚による機能改善

### ■ 鳴の谷地（地すべり－集水井）

上山市小倉地内

排水ボーリングの目詰まりにより低下した  
排水機能の改善

〈期間：平成24年度～平成26年度〉



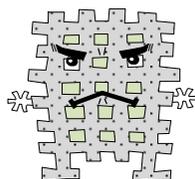
大口径化による機能改善

### ■ 藤田（急傾斜地－法枠）

大江町藤田地内

地山の吸出しにより低下した法面保護機能  
の改善

〈期間：平成25年度～平成26年度〉



中詰による機能改善